

4. 特別徴収税額の納入について

・納期限

令和7年度分の特別徴収は令和7年6月分から令和8年5月分までの12回となります。徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

・納入書について

当市では、収納事務を電子計算機で処理しますので、納入書は必ず指示月のものを使用してください。

金額の記入の誤りは、訂正印不可。書き損じた場合は、納入書の白紙分か、本書の14～16ページを使用してください。

・納入場所

全国の本支店で納入することができる金融機関等

三井住友銀行・みなど銀行・但馬銀行

山陰合同銀行・中国銀行・百十四銀行・近畿労働金庫

神戸信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫・兵庫信用金庫

日新信用金庫・淡路信用金庫・西兵庫信用金庫・但陽信用金庫

ゆうちょ銀行及び郵便局・なぎさ信用漁業協同組合連合会

兵庫県の本支店で納入することができる金融機関等

兵庫南農業協同組合

明石市の本支店で納入することができる金融機関等

あかし農業協同組合

明石市の支店で納入することができる金融機関等

大阪協栄信用組合

※ 一部の金融機関窓口では納入書がご利用できない場合があります。ご了承ください。

*市役所、市民センターまたはあかし総合窓口でもお認めいただけます。

■eLTAXによる電子納税「共通納税」をご利用ください。

地方税共通納税システムを利用することにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

・納期の特例について

給与の支払を受けるものが、常時10人未満である場合において、市長の承認を受けたときは、毎月徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。承認申請書は、明石市ホームページからダウンロードできます。

・月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合には、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に地方税法で定める割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

・その他

- (1) 退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額を納入する場合は、納入書裏面の「納入申告書」に必要事項を記入してください。（※ 個人事業主の方は記入しないでください。本書の13ページの「（個人事業主様用）納入申告書」に記入の上、市民税課へ送付してください。）また、本書の12ページの「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」を提出してください。
- (2) 金額の記入の誤りは、訂正印不可。書き損じた場合は、予備分（うしろ2ページ）の納入書を使用してください。
また、本書の14～16ページにも納入書予備用紙3枚をとじ込んでいます。その予備用紙を使用する場合は、「指定番号」、「特別徴収義務者の所在地・名称」等を必ず記入してください。
- (3) 給与所得者に異動があったときは、そのつど異動届出書を提出してください。
- (4) 最寄りに取扱い金融機関等がなく新たに郵便局を利用するときは、本書の17ページの郵便局指定通知書が必要な場合があります。
- (5) 納入後あまり日をおかずには、納税証明等を申請される場合には、領収証書または領収証書の写しを持参してください。
- (6) 前もって複数月分を納入する場合は、必ず各月分の納入書を使用してください。

※ 地方税法が改正された場合には、申告された事項について当市で計算しなおしますのでご了承ください。